

司法書士とともに

# 死後見

を考える

## り一がぶるさばーと にゅーす

legal support news

民法改正で  
トラブル回避

vol.2

大丈夫!?

身内が突然  
亡くなつても





## 色々な相続時のトラブルに対応して法律も変化しています。

突然の身内の死で大変な時に、お金が無い!というトラブルが多発したことから、今年、法改正され、預貯金の払戻しが、一定の範囲でできるようになりました。

**Point**

亡くなった方の預貯金の払戻しが一定の範囲で可能になりました!

**預貯金の払戻し制度の創設**  
2019年7月1日施行

**前制度**

葬儀費用の支払いや生活費などで現金が必要になっても、**遺産分割が完了するまでは相続人単独で預貯金の払戻しが全くできませんでした。**

**改正制度**

相続人の資金需要に対応できるよう、遺産分割における公平性は保ちつつ、預貯金の払戻しができるようになりました。

**■小口の資金でいい場合は…**

遺産に属する預貯金債権のうち、一定額については1つの金融機関で150万円を上限に、**遺産分割協議をしなくても支払いを受けられるようになりました。**

相続開始時の預貯金債権の額×1/3×払戻しを行う共同相続人の法定相続分=単独で払戻しをすることができる額  
**例 預金720万円→長女:720×1/3×1/4=60万円払戻し可**

**■大口の資金が必要な場合は…**

預貯金債権の仮払いが必要だと見なされれば、ほかの共同相続人の利益を損なわない限り、家庭裁判所の判断で仮払いが認められるようになりました。

**おまけの解説**

葬儀代って、どれくらいかかる?

**葬儀費用の立替えは生活費の負担にも…**

日本消費者協会の調べによると、**葬儀費用の平均は120万円以上**。急な不幸の場合、**遺族の誰かが立て替えるを得ません**。ただし、遺産分割には時間がかかるもの。とくに遺言がなければ相当な時間を要するでしょうし、立替え期間が長ければ長くなるほど生活に支障を来す恐れも…。そんな事情を考慮して、**遺産に属する預貯金の払戻し条件が緩和されたのです!**

※各項目の金額は平均値です。

「**遺産分割協議**」って何?

遺産を相談して分けることになった場合、「**遺産分割協議**」を行う必要があります。協議に特別な方法があるわけではありませんが、ただ次の2点は気をつけなければなりません。

相続人全員が参加して協議を行うこと

協議の内容を文書に残すこと

相続人に未成年者がいる場合は、その代理人の参加も必要です。相続人が1人でも欠けた状態で行うと、その結果は無効となります。また、あとで問題が起こらぬよう、協議の内容は文書に残すことをお薦めします。この文書のことを「**遺産分割協議書**」といいます。

**財産総額が基礎控除額**

(3,000万円~)を超えない場合は相続税は課税されません。

相続税とは、死亡をきっかけとして財産が承継される際に課される税金のこと。財産総額が一定の金額に満たない場合は相続税がかからないラインがあります。このラインを「**基礎控除**」と言い、現行法では3,000万円です。その基礎控除額に満たない相続財産総額であれば、相続税の申告をする必要もありませんし、もちろん納税をする必要もありません。

課税対象となる財産の範囲が、**基礎控除額を超過すると相続税がかかり、基礎控除額以下の場合はかかりません。**

**基礎控除額の計算方法**

**3,000万円 + 600万円 × 法定相続数**

※不動産や株式などは評価方向によって価格が変動しますので、それぞれ専門家の確認が必要です。

「**認知症**」と診断されてしまったけれど、定期預金の払いもどしはできないの?

いえいえ、そんなことはありません! ただし、「**認知症**」と診断されてしまった場合、手續が非常にむずかしくなる可能性があります。

「**成年後見制度**」やその他の手段も考えられますので、まずリーガルサポートまでご相談ください。

# リーガルサポートにお任せください

## 「成年後見制度」にのっとり、判断が不十分な方々の、暮らしと財産を守ります

リーガルサポートは、「成年後見制度」を通じて、判断能力が不十分な方々の暮らしと財産を守れるよう、司法書士が中心となって設立された公益社団法人。日本全国に50の支部があります。

司法書士は親族以外の第三者の後見人として、最も多く選ばれている専門職です。

### 成年後見制度

認知症や知的障がいのある方など、判断能力が不十分な方々を支援する制度。介護・福祉サービスの契約、銀行との取引、各種費用の支払い、年金の受給など、様々な手続や財産管理などがサポートされます。



### 任意後見制度

判断能力が不十分となる前に、自分で後見人と将来の契約を結ぶもの。後見人に何をしてもらうかを、あらかじめ決められます。

### 法定後見制度

すでに判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所が後見人等を選ぶもの。後見人はご本人のかわりに法律行為等を行います。

リーガルサポートでは、一定の指導や研修を行うことで“専門職後見人”を養成。会員である司法書士が後見人となった場合には厳しく監督し続け、誰もが「成年後見制度」を安心して利用できるよう努めています。

### リーガルサポートの電話相談

Tel. 06-4790-5656 土・日・祝を除く平日 13:00~16:00

〈成年後見についての質問、ご相談、お気軽にお電話ください。〉

無料の面接相談も行っています

谷町四丁目／大阪司法書士会館

毎週木曜

（祝日は除く）

13:00～16:00  
（受付）15:30まで

予約不要

Tel. 06-4790-5643  
大阪市中央区和泉町1-1-6



堺東／司法書士総合相談センター堺

毎週火曜

（祝日は除く）

13:30～16:30  
（受付）15:40まで

完全予約制

Tel. 06-6943-6099  
平日10:00～16:00に  
お電話でご予約ください。  
堺市堺区中瓦町2-3-29 瓦町ウエノビル4階



発行元

リーガルサポートおおさか  
〒540-0019 大阪市中央区和泉町1-1-6  
Tel. 06-4790-5643

<https://www.legal-support-osaka.jp/> (リーガルサポートおおさか)

<https://www.legal-support.or.jp/> (公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート)